

熊ト協発第113号
令和5年7月26日

会員各位

公益社団法人熊本県トラック協会
会長 下川 公一郎
(公印省略)

災害発生時等における緊急物資輸送 に係る事前登録のお願い

多発する自然災害や高病原性鳥インフルエンザなどに対し、当協会では、熊本県をはじめ県下の全ての自治体と「災害発生時における物資等の緊急輸送協定」を締結し、支援物資等の緊急輸送に取り組んでいるところです。

また、熊本地震や令和2年7月豪雨、高病原性鳥インフルエンザ等発生の際、会員企業様の多大な御協力により、緊急物資（資機材等を含む）輸送が円滑に行われており、改めて御礼申し上げます。

このように緊急に発生する物資輸送への対応は、会員の皆様の御協力なしでは出来ない状況を踏まえ、本趣旨をご理解のうえ、事前登録にご協力をいただきますようお願いいたします。(前年度までに登録された事業所も更新内容の登録を必ずお願いいたします。)

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、別紙1及び別紙2に必要事項をご記入のうえ、当協会事務局宛8月31日（木）迄にFAX（096-369-1194）又はEメールにてご連絡をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

※ 標記「災害発生時における物資等の緊急輸送協定」や「特定家畜伝染病の防疫活動への協力に係る協定」では、県との協議によって定めた運賃をもとに“距離制運賃又は時間制運賃”が適用されます。 (例)県外への輸送は、距離制運賃を適用する等

なお運賃及び料金は、協定締結先の自治体から直接輸送事業者様に支払われることとなっておりますが、実際には支払いまでに2～3か月程度要する場合がありますことを予めお含みおき下さい。